

四日市市告示第163号

四日市市ごみ集積場設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市ごみ集積場設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市ごみ集積場設置要綱（平成20年告示第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置基準)</p> <p>第2条 <u>可燃ごみ</u>集積場の設置基準は15世帯以上で1ヶ所とし、<u>破砕ごみ・資源物</u>集積場の設置基準は50世帯以上で1ヶ所とする。ただし、基準に満たない場合にあっても、地理的条件等により、その所在地を管轄する清掃事業所長（以下「所長」という。）がやむを得ないと認める場合、この限りではない。</p> <p>(ごみ集積場の形状等)</p> <p>第4条 設置者は、以下の事項に留意してごみ集積場を設置することとし、その構造、位置等について、所長と協議しなければならない。</p> <p>(1) ごみ集積場の種類及び構造</p> <p>ア <u>可燃ごみ</u>集積場</p> <p>環境衛生面に十分配慮し、必要に応じて給排水設備、囲い、床面舗装、換気設備、照明設備等を設けること。</p> <p>イ <u>破砕ごみ・資源物</u>集積場</p> <p>アに準じた構造とする。また、本市が推進する分別<u>(10品目)</u>に対応できるものとする。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(設置基準)</p> <p>第2条 <u>もやすごみ</u>集積場の設置基準は15世帯以上で1ヶ所とし、<u>もやさないごみ・資源</u>集積場の設置基準は50世帯以上で1ヶ所とする。ただし、基準に満たない場合にあっても、地理的条件等により、その所在地を管轄する清掃事業所長（以下「所長」という。）がやむを得ないと認める場合、この限りではない。</p> <p>(ごみ集積場の形状等)</p> <p>第4条 設置者は、以下の事項に留意してごみ集積場を設置することとし、その構造、位置等について、所長と協議しなければならない。</p> <p>(1) ごみ集積場の種類及び構造</p> <p>ア <u>もやすごみ</u>集積場</p> <p>環境衛生面に十分配慮し、必要に応じて給排水設備、囲い、床面舗装、換気設備、照明設備等を設けること。</p> <p>イ <u>もやさないごみ・資源</u>集積場</p> <p>アに準じた構造とする。また、本市が推進する分別<u>(5品目)</u>に対応できるものとする。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>

別紙様式を次のように改める。

## 四日市市ごみ集積場設置届出書

年 月 日

四日市市長

設置者 住所  
氏名 印  
電話( )

四日市市ごみ集積場設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設置場所	四日市市		
管理者	住所 氏名 印 電話( )		
工事施工者			
建物の名称 ※共同住宅の場合			
集積場の種類、 面積	可燃ごみ集積場	箇所	m <sup>2</sup>
	破碎ごみ・ 資源物集積場	箇所	m <sup>2</sup>
収集車両の 通行道路	公道・私道 幅員 m		
洗浄・排水設備	洗浄 箇所 ・ 排水 箇所		
使用開始予定日	年 月 日	使用予定世帯数	世帯

### 添付書類

- 1 集積場の位置図 (建物位置、敷地内収集車両使用道路図を含む)
- 2 集積場の仕様及び設計図(配置図、断面図、構造図)
- 3 協議経過書

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。